

F2-49

裁判事例からみた工作物等において起きた事故の責任

Study on responsibility for the accident which occurred in the structure from the judicial precedent.

村田梨花子¹, ○八藤後 猛², 中田 弾³
Rikako Murata¹, *Takeshi Yatogo², Dan Nakada³

The purpose of this study is to investigate which occurred in the structure considers from a judicial precedent. There is much judgment which makes this the responsibility of an administrator or a designer in the trial example in Japan. Especially to a judicial precedent, when use of a child, elderly people, the sick, and a drunken customer is predicted, it becomes the disadvantageous judgment for an administrator of institutions. There is no supervisor duty of a child's guardian, therefore, as for this, an administrator is not exempted from obligation. There is no supervisor duty of a child's guardian, therefore, an administrator is not exempted from obligation..

1. 研究背景と目的

工作物において、利用者が事故を起こす場合、その責任をヒューマンエラーとして考える傾向がある文献 1), 2)。このことは「インシデント」のような潜在的事故事例が積極的に収集されていないことによって、設計者や管理者に適切な情報が行き渡っていないことに一因がある。

本研究では事故を裁判記録から調査、類型化し、判例主義により今後も裁判所が出す判断を予想し、その結果から設計者が過失責任を問われる要素を抽出し、今後の設計において考慮すべき点を示唆した。

2. 調査対象と方法

1963 (昭和 38) 年から 2011 (平成 23) 年までの裁判事例を「TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット」から収集した。調査対象は、建築空間のつくりが原因で発生した事故で、工作物責任、不法行為責任、製造物責任、刑事責任が問われた事案 75 件である。なお、公園の事例を含む。土木構造物の瑕疵について争われた事案は除いた。

3. 調査結果、ならびに考察

3-1. 裁判事例となった場所、被害者属性、事故内容

図 1 に示すように、場面別被害者年齢件数は、被害者は児童及び幼児が合わせて 48 件 / 75 件 (64.0%) と最も多い。場面では公園の事例が 11 件 (14.7%) と最も多く、被害者は児童・幼児が占めている。また、住宅はその他 (13 歳以上 65 歳未満) が 66.7% を占めている。

場面別事故原因による事例件数では、墜落はレジャー施設を除く全ての場面にある。また、公園では溺水が 7 件 / 11 件 (63.6%) を占めている。

これらから事故原因による年齢層別被害者をみると、事故原因は墜落が 27 件 / 75 件 (36.0%) と最も多い。また、溺水の被害者は児童・幼児が多くを占めている。

3-2. 住宅

「賃貸アパートの二階の窓から転落して死亡した事故では、約 73 cm の腰高は瑕疵とはいえないが、その窓から身を乗り出して洗濯物を干すことが予定されていたとして工作物責任を認めた事例」(平成 18 年 (ネ) 第 229 号 (控訴審))

法では窓の腰高を規制する規定はないが、「建設業界では、一般に、幼児が足をかけてよじ登ることのできる高さ 65 cm と幼児の墜落を防止するに足りる高さ 85 cm を参考に、65 cm から 85 cm が適当と考えられている。」と、品確法が根拠として示され、本件窓の腰高自体を瑕疵ではないとしながら、「本件窓の外には竿受けが設置され、賃借人が本件窓から戸外に洗濯物を干すことが予定されていた」を判断根拠とした。また、証拠から建築物の安全性を判断する場合、建築物の寸法と被害者の体格を判断の要素にしていた。建築物が品確法の基準と照らし合わせ、基準を満たしても、過失となる可能性を示している。

3-3. 公園の事例

「小学校二年生の子供が公園内の噴水施設から転落して死亡した事故で、当該噴水施設に設置及び管理の瑕疵があるとしつつ、被害者側にも過失がある

1 : 元・日大理工・院 (前) ・建築 2 : 日大理工・教員・まち 3 : 日大理工・教員・建築

として5割の過失相殺をした」(平成18年(ワ)第2633号(第一審))

「本件噴水施設の設置当初から、子供が本件噴水施設の各オブジェに登り、そこから飛び降りるなどして遊ぶことは十分予見される」とし、さらに「被告は、看板を設置して本件噴水施設に登ることを禁じていたから本件事故が起きることは予見不可能であった」との主張について認められないとした。その理由として「一般に子供は危険であると書面や口頭で注意された程度では自己の行動を制止できない」とした。注意書きは、むしろその危険性を事前に把握していたという判断に使われた。

「市営の『こども動物園』で、母親から約2,3m離れて、背もたれの無いサークル状ベンチに1人で登った1歳7ヶ月の幼児が、深く腰掛けすぎたため仰向けに転倒して、植えられていたツツジの枯れ枝が後頭部に刺さって死亡した事例」(平成17年(ワ)第1013号(第一審))

ここでは、前記形状のベンチの内側に枯れ枝の混ざったままのツツジを植栽していた市の管理に、国家賠償法2条1項にいう瑕疵があるとされた。

また、本件の施設の主な対象者が親子連れという状況であること「幼児に保護者が常に付き添うことが要求されるとするのは相当ではない」すなわち一時的に保護者が離れていた際に発生した事故に、すべてが保護者の責任ではないと結論づけている。

3-4. 店舗・商業施設における酔客の事例

「飲食店三階窓から酔客が転落して死亡した事故について、経営者の設置・保存の瑕疵による損害賠償責任が認められた事例」(昭和60年(ワ)第3396号(第一審))

「座敷の上約40cmの位置に開口している本件窓は、注意力や反射速度、運動能力などが低下した酔客が転落する危険を有する」とし、戸の建物が酩酊状態の利用者の危険回避能力、危険予測能力の低下を照らし合わせ、「窓」の安全性を判断している。

3-5. 病院の事例

「判断力等に乏しい幼児や子供がベッド上に乗った場合、室外(窓外)に転落する危険性は大きい。ベッドを窓に密着させないこと、子供の面会等は遠慮することとの注意を周知徹底させるためのオリエンテーションその他の方法だけでは、注意の与え方等がきわめて不十分である」としたうえで、転落の危険防止のため、窓の高さを一段と高め、幼児の転

落を防止できる相当程度大きく設け、あるいは手すりを設置し、施錠設備を完備すること等の必要を認め、本来病院としての安全性を欠き、営造物の設置管理上の瑕疵があったとした事案」(昭和45年(ワ)第3386号(第一審))

「幼児が公立病院の階段から転落死亡した事故につき、公の営造物の設置及び保存に瑕疵があったとされた事例」(昭和49年(ワ)第24号(第一審))

「営造物の設置及び管理の瑕疵は、法令の規定に従っていれば済むというものではない」「抽象的に病院ひいてはそこに設置された階段本来の用途、目的の見地からのみ判断されるべきものではない」とし、監護者が監視の義務を怠ることがあつたからと言って、本件階段の設置及び管理に瑕疵がなかったことにならない。」とされ、ここでも、法令の規定に準拠していること、保護者の監督義務は設置・管理の「瑕疵」を判断するうえでは免責の要素にならない。

3-6. 学校の事例

「小学校々庭に設けられるプールは、特段の事情がない限り、学童の安全を確保するだけでは足りず、同校庭へ遊びに来ることが予想されるすべての幼児の安全をも保障し得るよう設置管理されなければならない」(昭和44年(ワ)第253号(第一審))

本件プールサイドへの出入口扉それ自体に縦約80cm、横約16cmの長方形のすき間が数個もあることが認定できる。そのため、同プールは、幼児に対する関係では未だ安全確保措置を尽しているとは言えず、その設置に瑕疵があるものと認める。」

学校の事例では、予想される利用形態のうち、学校付近に居住する一部の幼児の利用を想定したうえでの建築物の安全性を判断している。児童は「危険状態に対する判断力、適応能力が低い」を判断の要素に小学校では「高度の安全性」が求められていることを示している。また、児童の「好奇心」は予見可能と認められている。

4. 参考文献

- [1] 国土技術政策総合研究所:「建物事故予防ナレッジベース」,
- [2] 株式会社TKC:「TKC法律情報データベース LEX/DB インターネット」
- [3] D. A. ノーマン:「誰のためのデザイン? 認知科学者のデザイン原論」, 野島久雄訳, 新曜社, 2009年